

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号、多度津町火葬場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

おはようございます。

議案第2号、多度津町火葬場設置条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、墓地・埋葬に関する法律における字句と、この条例における字句を統一すること等を目的に改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをお願いします。

第1条中は、位置の表示を住居表示の字句と統一するための改正でございます。

第2条中も、墓地・埋葬に関する法律の字句と統一するための改正でございます。

第4条中は、規則に定めるところによる、としています。規則の全部改正を行うための改正でございます。

2ページをお願いします。

なお、附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」と規定しています。

以上、簡単ではありますが、議案第2号、多度津町火葬場設置条例の一部改正について提案説明いたしました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。